

第6章 豊かな地域づくり 編

I 持続的な農業生産活動の実現

1 農地・農業用施設等の地域資源の保全

(1) 基本的な考え方

- 地域資源である農地・農業用水利施設等を適切に維持管理するとともに、次世代を担う意欲のある農業者への農地・農業用水利施設等の継承を推進することで、持続的な農業生産活動の実現を目指します。

(2) 現状と課題

- 人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつあります。
- 特に、過疎化の著しい中山間地域では、地域をとりまとめる担い手の減少により、農地・農業用水利施設など地域資源の維持管理が困難となっている地域があります。
- 農業用水利施設等の老朽化が進んでおり、計画的な補修や適切な維持管理が必要となっています。

(3) 今後の取組

- 日本型直接支払制度等により、農村コミュニティによる農地・農業用水利施設等を維持・管理する活動を支援し、地域資源の保全を図ります。
- 多面的機能直接支払制度（長寿命化）を活用し、農業用水利施設等の機能診断と機能保全を推進します。
- 農業用水利施設等の機能診断を実施し、個別施設計画の策定を推進します。
- 土地改良区体制強化事業を活用し、計画的な土地改良施設の定期診断を支援します。
- 個別施設計画及び保全計画に基づき、計画的な施設の更新を推進します。

(4) 目標

項目	現状 (H28)	H30	H31	H32	備考
個別施設計画策定数 (施設)	11	26	41	55	県が策定する農業用水利施設の計画
土地改良施設定期診断数 (箇所)	560	640	720	800	

2 鳥獣被害対策

(1) 基本的な考え方

- 野生鳥獣による農作物被害額を減少させることにより、農業者の生産意欲の低下を防ぎ、平成 32 年度の被害額を 350 百万円にまで減少させることを目指します。
- 「環境改善」「侵入防止」「捕獲」による総合的な鳥獣被害防止対策を推進して、市町を主体とする人材の育成や被害防止施設の整備等の取組を重点的に行います。

(2) 現状と課題

- 農作物被害額は、平成 22 年度をピークに減少を続けており、平成 28 年度は 397 百万円まで減少したものの、近年は下げ止まりの傾向にあります。

ア 指導者の育成

- 関係機関や農業者に対する指導者の育成に取り組み、平成 27～29 年度の養成講座による修了者は、チーフアドバイザー71名、アドバイザー178名、集落リーダー342名となりました。
- しかし、被害額が多いものの、指導者人員の少ない市町があります。
- 指導者の人数が増加したことで、被害対策の理解が浸透していますが、現場における実践力の向上が求められています。

イ かんきつ地帯の被害対策

- かんきつ地帯におけるイノシシの被害額は約1億円であり、平成 25 年度から横ばい状態にあります。
- 被害対策を集落単位で取組を行うことが困難な場合が多く、被害の低減が進んでいません。

ウ シカ対策

- 生息範囲が広域化しているにもかかわらず、被害額は減少傾向にあることから、被害状況が十分に把握できていないことが考えられます。また、生息密度・生息数は増加し続けていることから、今後、被害の増加が懸念されています。
- 生息数の増加に対して、強化すべき被害対策を打ち出せていません。

エ カワウ対策

- カワウの生息数が増加しており、漁業被害が更に深刻化する恐れがあります。
- また、広域的な移動に対して、地域が連携した効果的な対策が十分ではありません。

オ 技術情報の収集と発信

- 技術情報や現地事例の集積と発信が不十分であるため、指導者との情報共有が進んでいません。

カ 捕獲の担い手の技術向上

- 集落ぐるみでの有害鳥獣捕獲を推進していますが、銃猟免許所持者は減少傾向で、わな猟の免許所持者は増加傾向にあります。
- イノシシの箱わなによる有害捕獲許可の実績では、半数の箱わなが0頭となっているため、環境改善と侵入防止を踏まえた捕獲技術の向上が求められています。

(3) 今後の取組

ア 指導者の育成

- 被害額の多い市町では、チーフアドバイザーやアドバイザーが不足しているケースが多いため、積極的に指導者の育成を図ります。
- また、過去の事業で指定した重点市町においては、チーフアドバイザー及びアドバイザーの活動が円滑に実施されるよう、フォローアップを行います。
- チーフアドバイザー及びアドバイザーが実施する集落での被害対策を通じて、養成講座修了者の実践力の向上を図ります。
- 被害の多い市町や重点市町では、対象集落を設定した上でチーフアドバイザー及びアドバイザーによる指導を通じた被害の低減に取り組みます。

イ かんきつ地帯の被害対策

- 広果連及び沿岸島しょ部の市町と連携して、担い手を対象とした被害対策に取り組むとともに、産地における被害対策の波及を図ります。

ウ シカ対策

- 県内関係部署や専門家と連携しながら被害状況の把握に努めるとともに、効果的・効率的なシカ対策の検討・実証を行った上で、被害対策（環境改善，侵入防止）と個体数増加に対する対策（集落周辺での捕獲の強化）に取り組みます。

エ カワウ対策

- 県カワウ対策協議会の開催を通じて、地域で連携したカワウの飛来数調査や対策を行います。また、ドローン等を活用した新技術の支援を行います。

オ 技術情報の集積と発信

- 現地事例や新技術の集積など、技術情報のライブラリー化を進め、指導者との共有化を図ります。

カ 捕獲の担い手の技術向上

- 免許所有者に対する捕獲技術の研修を行い、技術の向上を図ります。

(4) 目標

項目	現状 (H28)	H30	H31	H32	備考
農作物被害額 (百万円)	397	380	364	350	

II 森林の公益的機能の維持

(1) 基本的な考え方

- 公益的機能の低下が懸念されている森林を整備し、森林の有する公益的機能の維持発揮を図ります。
- 地域住民等による自主的・継続的な森林保全活動の推進により、森林保全活動を県内各地に拡大させ、県民参加の森づくりを推進します。

(2) 現状と課題

ア 公益的機能の低下が懸念されている森林の整備

- 手入れのされていない人工林の間伐等を実施してきましたが、依然として42,000haの手入れ不足の人工林が存在することに加え、森林整備を進めるにあたり、権利の特定や森林所有者の間伐に対する理解不足などの複合的な要因により、同意の取得が困難となっています。
- 里山林の大部分は自然に遷移していく森林ですが、一部に集落周辺の景観悪化や鳥獣被害、風倒木や松くい虫被害等が存在しており、里山が本来有する機能の拡大を図るためには、地域全体での計画的な整備や適切な整備区域の設定を行う必要があります。
- 松くい虫被害は減少傾向にあり、ナラ枯れ被害は気象条件により変動していますが、保全すべき森林については、引き続き、松くい虫被害対策やナラ枯れの激害化防止対策を講じなければ、マツ林等の維持が困難となっています。

イ 県民参加による森づくりの推進

- 森づくり活動を行う団体は、その発展段階ごとに異なる課題（安全管理技術・財務基盤・人的ネットワーク等）があることから、それぞれの段階に応じた支援策を行わなければ、その活動を継続・発展させることが困難となっています。
- 森づくり活動に対する県民の理解を得る上で、森林の重要性に対する認識は高いものの、取組そのものに対する認知は低くなっています。また、県民から、森づくり活動に対する実績や成果などを求める声が多くなっています。

(3) 新たな環境変化

- 国においては、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで、森林の集積・集約化を行うとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら管理を行う「新たな森林管理システム」を構築することとしています。
- このため、森林関連法令を見直し、平成31年4月から施行されること、また、これを踏まえ、森林整備等に必要の財源として、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することが予定されています。

(4) 今後の取組

ア 公益的機能の低下が懸念されている森林の整備

- 人工林については、森林の荒廃が進み、県民生活に影響が大きくなると想定される人工林を集中的に整備するための支援を行うとともに、森林整備に必要な働きかけや境界明確化等に対して支援します。
- 里山林については、地域課題（防災対策、景観悪化、鳥獣被害等）を解決するための新たな資源利用等里山林を活用した取組を支援し、地域が森林の再生に取り組む活動を推進します。
- 手入れ不足の森林の解消に向けて、森林を利用しながら森林整備を行う者（小規模林業経営者や地域住民、森林保全活動団体等）の育成を支援します。
- 松くい虫被害やナラ枯れ被害の蔓延を防止するため、被害木の伐倒や薬剤処理による駆除対策を実施します。

イ 県民参加による森づくりの推進

- 森づくり活動を自主的・継続的に行う上で、必要となる財務基盤や安全管理技術などの課題解決に必要な取組を支援します。
- 森づくりの重要性を理解する者や森林ボランティア活動を行う者を増加させるための取組を支援するとともに、その取組に対する関心を高めるための広報等を実施します。
- 県民参加の森づくりを推進するため、森林・林業体験活動の実施や森林保全活動等を推進するとともに、森林ボランティア団体の育成や企業の森づくりを進めます。

(5) 目標

項目	現状 (H28)	H30	H31	H32	備考
手入れ不足の人工林間伐面積の累計 (ha) (H23~)	6,475	8,100	9,250	10,000	

Ⅲ 健全な水循環等の確保

(1) 基本的な考え方

- 農業集落排水施設の適切な維持管理と、計画的な補修・改修・更新を支援し、農林水産業を支える地域の生活環境の確保を目指します。

(2) 現状と課題

- 広島県污水適正処理構想に基づき、農村地域の生活雑排水の適正処理を推進し、良好な住環境と水質保全の確保を図ってきました。
- 人口減少、過疎化による地域の変化や污水处理施設の老朽化の進行などにより、適切な維持・管理に係るコストの増大が予見されます。

(3) 新たな環境変化

- 污水处理施設の効率的かつ計画的な整備を進めるため、「広島県污水適正処理構想」を平成8年3月に策定しましたが、自治体の財政状況、人口減少、過疎化などの社会情勢の変化や処理水量の減少による処理施設の稼働率低下、污水处理施設の老朽化の進行などの管理上の課題に対応するため、平成26年4月に見直しを行いました。

(4) 今後の取組

- 農業集落排水施設の機能維持のための機能診断、最適整備構想（個別施設計画）の策定及び保全対策の実施を支援します。
- 社会情勢の変化に対応し、持続的な運営を図るため既存処理施設の統廃合、下水道との接続による事業間連携の検討など、効率的な処理形態に向けた取組を支援します。

(5) 目標

項目	現状 (H28)	H30	H31	H32	備考
最適整備構想 施設数 (施設)	40	52	75	79	